

# 利用料金表(介護予防通所リハビリテーション)

令和6年6月1日 改定

## ①法定代理受領サービス費(介護保険制度に基づいた「1割自己負担額」を表示しています)

(1月につき)

介護予防 通所リハビリテーション費	要支援1	2,268円 / 1月
	要支援2	4,228円 / 1月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (介護職員のうち勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置)	要支援1	88円 / 1月
	要支援2	176円 / 1月
退院時共同指導加算 (ご利用者が医療機関を退院するにあたり、退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同で実施)		600円 / 1回
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (生活行為の内容の充実を図るための目標をあらかじめ定めて、計画的にリハビリテーションを行い、ご利用者の有する能力の向上を支援(6月以内))		562円 / 1月
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ (利用開始時及び6カ月毎に口腔機能と栄養状態について確認を行い、情報をケアマネジャーと文書で共有した場合(6月に1回))		20円 / 1回
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ (利用開始時及び6カ月毎に口腔機能と栄養状態について確認を行い、情報をケアマネジャーと文書で共有した場合で、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合(6月に1回))		5円 / 1回
栄養改善加算 (低栄養状態にある方又はそのおそれのある方に対して、低栄養状態の改善等を目的として個別に行われる栄養管理を実施、必要に応じ居宅を訪問)		200円 / 1月
口腔機能向上加算Ⅱ (口腔機能が低下又はその恐れがあるご利用者に対して、個別的に口腔清掃の指導等を、3月以内の期間に、1月に2回を限度として実施し、その指導計画等の情報を厚生労働省に提出、活用)		160円 / 1月
一体的サービス提供加算 (栄養改善サービスと口腔機能向上サービスの2種類を実施)		480円 / 1月
若年性認知症受入加算 (若年性認知症のご利用者に対して、個別の担当者を定め、サービスを実施)		240円 / 1月
科学的介護推進加算Ⅰ (ご利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、活用)		40円 / 1月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (介護保険サービス費に各加算を加えた額の合計に0.086を乗じた額を加算します)		

※当施設は地域区分の6級地となります。上記の合計額に10.33を乗じた額の介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額が自己負担額になります

## ②その他の費用

(1日につき)

食費(昼) (おやつのみは100円)		700円 / 1日
日用品費(タオル・ボックスティッシュ等) (4時間未満のときは50円)		100円 / 1日
教養娯楽費(折り紙・刺繍セット、習字用品、新聞・雑誌等) (4時間未満のときは75円)		150円 / 1日
おむつ代	紙おむつM/L	100円 / 1枚
	パンツ型M/L	100円 / 1枚
	尿とりパット	45円 / 1枚